

平成29年5月12日

各位

会社名 美濃窯業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 太田 滋俊  
コード番号 5356  
上場取引所 名証第二部  
問合せ先 取締役 執行役員 管理部門担当  
兼 総務人事部長 長谷川 郁夫  
TEL (052) 551-9221

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年6月29日開催予定の当社第155回定株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能とする旨の規定を新設するものであります。
- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成29年6月29日(木曜日)  
定款変更の効力発生日 平成29年6月29日(木曜日)

以上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しています。)

現行定款	変更案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削除)
(4) <u>会計監査人</u>	<u>(3) 会計監査人</u>
第 5 条 (条文省略)	第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条 (条文省略)	第 6 条 (現行どおり)
<u>(自己の株式の取得)</u>	(削除)
第 7 条 <u>当社は会社法第 1 6 5 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	(削除)
第 8 条～第 11 条 (条文省略)	第 7 条～第 10 条 (現行どおり)
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 12 条～第 18 条 (条文省略)	第 11 条～第 17 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
(員数)	(員数)
第 19 条 当社の取締役は 7 名以内とする。	第 18 条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締</u>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>2. ～ 3. (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第 22 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>2. 社長に事故があるときはあらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役が招集する。</p>	<p><u>役を除く。)</u>は 7 名以内とする。</p> <p>2. <u>当会社の監査等委員である取締役は 4 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 19 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. ～ 3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第 21 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 22 条 (現行どおり)</p> <p>2. 社長に事故があるときはあらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役が<u>取締役会を招集し、議長となる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は会日から 4 日前に各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 28 条～第 31 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u></p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は会日から 4 日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 24 条 <u>取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 28 条～第 31 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p>

現行定款	変更案
<p><u>第 32 条 当会社の監査役は 4 名以内とする。</u></p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p><u>第 33 条 監査役は株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>3. 当社は、会社法第 3 2 9 条第 2 項により法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p><u>(任期)</u></p> <p><u>第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役としての選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることが出来ないものとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第 35 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第 36 条 監査役会の招集通知は会日から 4 日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第 32 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第 33 条 監査等委員会の招集通知は会日から 4 日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>2. <u>監査役</u>全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p> <p>(<u>監査役会</u>の決議方法)</p> <p>第 37 条 <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役</u>の過半数をもって行う。</p> <p>(<u>監査役会</u>の議事録)</p> <p>第 38 条 <u>監査役会</u>における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(<u>監査役会</u>規程)</p> <p>第 39 条 <u>監査役会</u>に関する事項は法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会</u>規程による。</p> <p>(<u>報酬等</u>)</p> <p>第 40 条 <u>監査役</u>の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(<u>監査役</u>の責任免除)</p> <p>第 41 条 当会社は、<u>会社法</u>第 4 2 6 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>（<u>監査役</u>であった者を含む。）の<u>会社法</u>第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって、損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(<u>監査役</u>との間の責任限定契約)</p> <p>第 42 条 当会社は、<u>会社法</u>第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間で、<u>会社法</u>第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該</p>	<p>2. <u>監査等委員</u>全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p> <p>(<u>監査等委員会</u>の決議方法)</p> <p>第 34 条 <u>監査等委員会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査等委員</u>の過半数をもって行う。</p> <p>(<u>監査等委員会</u>の議事録)</p> <p>第 35 条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(<u>監査等委員会</u>規程)</p> <p>第 36 条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会</u>規程による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	
<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p>
<p>第 43 条～第 44 条 (条文省略)</p>	<p>第 37 条～第 38 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p>
<p>第 45 条 (条文省略)</p>	<p>第 39 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第 40 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 45 9 条第 1 項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 46 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 41 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u></p>
<p><u>(中間配当)</u></p> <p>第 47 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p>第 48 条 (条文省略)</p>	<p>第 42 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">附則</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 第 1 条 当社は、第 155 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償</p>

現行定款	変更案
	<u>責任を、法令の限度において、取締役会の決議によつて免除することができる。</u>